

RPA先進都市まつやまの実現に向けた連携協定書

松山市（以下、「甲」という。）、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下、「乙」という。）、株式会社伊予銀行（以下、「丙」という。）、株式会社愛媛銀行（以下、「丁」という。）及び愛媛信用金庫（以下、「戊」という。）は、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入を通じて、市内企業等の生産性を向上させることで、RPA先進都市の実現を目指すため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁及び戊が緊密な連携のもと、相互の資源を最大限に活用しながら、RPAの導入を通じて、市内企業等の業務効率化を促進し、人手不足の克服を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) RPAの周知啓発に関すること
 - (2) RPAの導入促進に関すること
 - (3) RPA関連人材の育成に関すること
 - (4) 本協定により得られた有形及び無形の成果物の共有並びに使用に関する協力
 - (5) その他甲、乙、丙、丁及び戊が協議して必要と認める事項の実施
- 2 甲、乙、丙、丁及び戊は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、連絡調整や情報交換等を適宜行うものとし、必要に応じて会議を開催する。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（確認事項）

第4条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定の締結により、甲以外の地方公共団体等と連携すること及び甲が乙、丙、丁及び戊以外の民間企業と連携することを妨げるものではないことを確認する。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期限は、協定締結の日から2022年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期限が満了する1ヶ月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが書面により特段の申し出を行わないときは、有効期限が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（秘密の保持）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定に基づき提供された情報については、第1条の目的のためにのみ使用することとし、情報を開示した相手方の許諾を得ることなく他の目的に使用してはならない。

- 2 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定に基づき有形な媒体で提供された情報を秘密として保持し、事前に情報を開示した相手方の許諾を得ることなく自己の役職員及び弁護士、公認会計士等契約関係にある専門家のうち、法律上当然にまたは契約により守秘義務を負う者、並びに情報開示を求めるにつき法律上の権限を有する者を除き、第三者に開示し、または漏えいしてはならない。
- 3 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定が前条に規定する有効期限の到来により効力を失った後も3年間は前2項の規定を順守する義務を負うものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項または本協定に関する疑義については、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ署名の上、各自1通を所持するものとする。

2019年4月9日

甲 愛媛県松山市二番町四丁目7-2

松山市長 野村克仁

乙 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
社会基盤ソリューション事業本部
ソーシャルイノベーション事業部長

小寺基夫

丙 愛媛県松山市南堀端町1番地

株式会社伊予銀行

取締役頭取

大塚若男

丁 愛媛県松山市勝山町2-1

株式会社愛媛銀行

頭取

西川義久

戊 愛媛県松山市二番町4丁目2番地11

愛媛信用金庫

理事長

三木順一